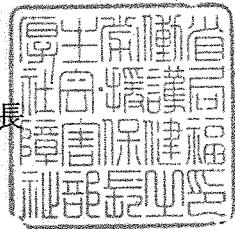


障発0215第2号
平成25年2月15日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令について（通知）

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定。以下「大綱」という。）に基づき、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」（平成25年政令第35号。以下「改正政令」という。）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令」（平成25年厚生労働省令第16号。以下「改正省令」という。）及び「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程等の一部を改正する告示」（平成25年2月厚生労働省告示第23号。以下「改正告示」という。）を別添のとおり公布及び告示し、平成25年4月1日から施行及び適用することとしているが、その改正の趣旨及び主な内容については下記のとおりであるので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただくとともに、円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

第1 改正政令について

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）の改正
 - (1) 改正の趣旨

大綱において、都道府県の事務である自立支援医療（育成医療）の支給認定等について、全ての市町村に権限を移譲することとされたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

(2) 改正の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「令」という。）第3条に規定する都道府県が事務を担う「政令で定める医療」から育成医療を削除することとした。

2 地方自治法施行令第174条の32・第174条の49の12（大都市特例に関する規定）の改正

(1) 改正の趣旨

都道府県の事務である自立支援医療（育成医療）の支給認定等について、全ての市町村に権限を移譲することに伴い、大都市特例として指定都市及び中核市が行う事務の対象から育成医療の支給認定等に係る事務を除く等の所要の改正を行うこととした。

(2) 改正の内容

今回の改正に伴い、大都市特例の対象から除かれることとなる事務（新たに市町村が行うこととなる事務）並びに都道府県、指定都市及び中核市がこれまでと同様に行う事務に関する規定は次のとおり。

① 新たに市町村が行う事務

- ・不正利得の徴収及びその場合の指定自立支援医療機関に対する加算金に関する規定（法第8条関係）
- ・受給者等に対する報告等に関する規定（法第9条関係）
- ・自立支援医療を行う者等に対する調査に関する規定（法第10条関係）
- ・官公署等に対する資料の提供等の請求に関する規定（法第12条関係）
- ・自立支援医療費の支給認定に関する規定（法第52条関係）
- ・自立支援医療費の支給認定を受けようとする際の市町村への申請に関する規定（法第53条関係）
- ・市町村が支給認定をする際の手続・基準等に関する規定（法第54条関係）
- ・支給認定の変更に関する規定（法第56条関係）
- ・支給認定の取消しに関する規定（法第57条関係）
- ・自立支援医療費の支給に関し、対象となる医療や費用の額の算定方法等に関する規定（法第58条関係）
- ・支給認定の申請内容の変更の届出に関する規定（令第32条関係）
- ・自立支援医療受給者証の再交付に関する規定（令第33条関係）

- ・費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者の認定に関する規定（令第35条関係）
- ② 都道府県、指定都市及び中核市がこれまでと同様に行う事務
 - ・指定自立支援医療機関の指定に関する規定（法第54条法第2項、法第59条関係）
 - ・指定自立支援医療機関に対する指導に関する規定（法第63条関係）
 - ・届出の受理に関する規定（法第64条関係）
 - ・指定自立支援医療機関についての報告等に関する規定（法第66条関係）
 - ・指定自立支援医療機関に対する勧告や命令に関する規定（法第67条関係）
 - ・指定自立支援医療機関の取消し等に関する規定（法第68条関係）
 - ・指定自立支援医療機関の指定等を行った際の公示に関する規定（法第69条関係）
 - ・自立支援医療費の審査及び支払に関する規定（法第73条関係）

3 経過措置について

- (1) 施行日前に行われた支給認定及び支給認定の申請について
 - ・平成25年3月31日以前に都道府県が行った医学的な判定等による支給認定については、市町村が行った支給認定とみなすこととした。
 - ・平成25年3月31日以前に都道府県に申請書が提出された場合は、当該申請は、平成25年4月1日以降は市町村に対してなされた申請とみなすこととした。
- (2) 施行日前の自立支援医療費（育成医療）の支給に関する費用の支弁及び負担について
 - ・平成25年3月31日以前に受給者が自立支援医療（育成医療）を受給した場合に、その受給に係る費用が支払われていない場合は、平成25年4月1日以降も都道府県が支払うこととした。
- (3) 施行日前の行うべき報告その他の手続について
 - ・平成25年3月31日以前に都道府県知事に対して行うべき報告その他の手続が行われていない場合は、平成25年4月1日以後においては、市町村長に対し報告その他の手続を行わなければならないこととした。

第2 改正省令について

1 改正の趣旨

改正政令の施行に伴い、所要の規定の整備等を行うこととした。

2 改正の内容

自立支援医療費の支給に関する事務のうち都道府県が行う事務の対象から育成医療を除く等、所要の規定の整備等を行うこととした。

第3 改正告示について

1 告示の趣旨

改正政令の施行に伴い、所要の規定の整備等を行うこととした。

2 告示の内容

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程中育成医療に係る受給者証の交付の事務主体を「都道府県」から「市町村」に変更する所要の規定の整備等を行うこととした。

第4 施行期日・適用期日

第1から第3までに掲げる政令、省令及び告示について、いずれも平成25年4月1日から施行及び適用することとした。